

「経済・財政一体改革推進委員会」の設置について（案）

平成27年6月30日

経済財政政策担当大臣

1. 趣旨

「経済財政運営と改革の基本方針2015」に盛り込まれた「経済・財政再生計画」を着実に実行するため、経済財政諮問会議の下に、専門調査会として「経済・財政一体改革推進委員会」（以下「推進委員会」という）を設置する。

推進委員会においては、以下の取組を進め、経済財政諮問会議に報告する。

- (1) 集中改革期間を中心とする経済・財政一体改革の進め方について、主要歳出分野ごとにKPIを設定するとともに、改革工程表を作成する。
- (2) 歳出改革（「公的サービスの産業化」、「インセンティブ改革」、「公共サービスのイノベーション」）への取組を促進するため、関係府省及び予算当局と連携し、予算編成過程からPDCAを回す仕組みを構築する。
- (3) 改革工程表に基づき、毎年度、進捗管理・点検・評価を行い、結果をその後の改革に反映する。2018年度には経済・財政一体改革の中間評価を行う。

2. 取組に当たっての留意点

- (1) 関係府省や関係団体、地方自治体等と連携し、計画に掲げた事項に関する検討・取組状況についてヒアリング、意見交換を行いつつ取組を進める。
- (2) 予算の所管府省が自治体に対して設定を求めた、パフォーマンス指標（国から地方への財政移転を伴う予算についての指標）の検討・分析を行う。
- (3) 各府省の取組を毎年度評価するに当たっては、各府省が明らかにする改革効果に関する定量的試算やエビデンスを活用するほか、1800市町村の行財政データの「見える化」、各種指標の収集・整理を行い、検討・分析を行う。また、既存の行政評価や評価機関評価等とも連携する。

3. 推進委員会の構成

- (1) 推進委員会は、経済財政諮問会議有識者議員及び有識者により構成する。
- (2) 推進委員会のもとに、①社会保障、②非社会保障、③制度・地方行財政の分野別にワーキング・グループを置き、具体的検討を進める。
- (3) 各ワーキング・グループでは分野毎の議論を深める。推進委員会では、経済・財政再生計画全体を俯瞰・横断する視点から議論を整理・調整する。

(参考) 骨太方針 2015 における関連記述 (抜粋)

第3章 「経済・財政一体改革」の取組 - 「経済・財政再生計画」

(歳出改革)

我が国経済全体がデフレ脱却、賃金・物価の上昇を実現していく中で、公共サービスの価格はそれぞれ透明性を十分高め、合理的なものとしつつ、デフレ脱却と整合的なものとする。同時に、上記の改革により、様々な公共サービスについて、ムダな部分を徹底的に排除し、質の向上を図る。これにより、公共サービスの質や水準を低下させることなく、また、新たなサービスを生み出すこと等を通じて、経済への下押し圧力を抑えつつ公的支出の抑制を実現する。

このため、本計画決定後、速やかに改革工程、成果指標 (KPI) 等を具体化する。

(改革工程の明確化)

(1) 集中改革期間と中間評価

計画の初年度である平成 28 年度予算から手を緩めることなく本格的な改革に取り組む。計画期間の当初 3 年間 (2016~2018 年度) を「集中改革期間」と位置付け、「経済・財政一体改革」を集中的に進める。その取組を毎年度の予算編成及び関係する全ての計画、基本方針、法案等に反映させる。

計画の中間時点 (2018 年度) において、目標に向けた進捗状況を評価する。集中改革期間における改革努力のメルクマールとして、2018 年度 (平成 30 年度) の PB 赤字の対 GDP 比▲1%程度を目安とする。国の一般歳出については、安倍内閣のこれまでの取組を基調として、社会保障の高齢化による増加分を除き、人口減少や賃金・物価動向等を踏まえつつ、増加を前提とせず歳出改革に取り組む。社会保障関係費については、高齢化要因も考慮し、安倍内閣におけるこれまでの増加ペースを踏まえつつ、消費税率引上げに伴う充実を図る。ただし、各年度の歳出については、一律でなく柔軟に対応する。地方においても、国の取組と基調を合わせ取り組む。

これらの目安¹に照らし、歳出改革、歳入改革それぞれの進捗状況、KPI の達成度等を評価し、必要な場合は、デフレ脱却・経済再生を堅持する中で、歳出、歳入の追加措置等を検討し、2020 年度 (平成 32 年度) の財政健全化目標を実現する。

(2) 改革工程の具体化と各年度の予算編成

「経済・財政一体改革」は、制度改革等を通じて国民や企業等の意識、行動を変え、行財政を効率化していくことを目指すものであり、「計画」決定後、速やかに改革工程、KPI を具体化するとともに、評価の仕組みを構築し、毎年度進捗状況について評価する。

予算編成過程において、各府省庁の予算に「公的サービスの産業化」、「インセンティブ改革」、「公共サービスのイノベーション」をはじめとする前節に掲げる計画の基本的考え方にのっとり歳出改革を反映する。また、歳出の中身を大胆に入れ替え、政策効果が乏しい歳出は徹底して削減し、政策効果の高い歳出に転換 (ワイズスペンディング) する。高い効果が見込まれる施策に重点化したメリハリのついた予算とする。

¹国の一般歳出の水準の目安については、安倍内閣のこれまでの 3 年間の取組では一般歳出の総額の実質的な増加が 1.6 兆円程度となっていること、経済・物価動向等を踏まえ、その基調を 2018 年度 (平成 30 年度) まで継続させていくこととする。地方の歳出水準については、国の一般歳出の取組と基調を合わせつつ、交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、2018 年度 (平成 30 年度) までにおいて、2015 年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する。

各府省庁は、新規施策のみならず既存施策を含め、歳出改革の予算への反映に取り組み、また、改革の効果に関する定量的試算・エビデンスを明らかにする。

(4) 評価体制

計画に沿って「経済・財政一体改革」が着実に進展しているかどうかをチェックするため、経済財政諮問会議に有識者議員を中心として専門調査会を設置し、速やかに改革工程、KPIを具体化するとともに、改革の進捗管理、点検、評価を行う。

また、各府省庁は所管の予算について、KPIとの関係において政策効果をフォローアップし、公表する。また、国から地方への財政移転を伴う予算（補助金・交付金）について、予算の所管府省庁は、自治体に対して施策に対応するパフォーマンス指標の設定を求める。専門調査会においては計画の中間時点（2018年度）において、それらの評価を行い、結果をその後の改革に反映する。